

令和2年5月22日

保育施設保護者様

中野区子ども教育部
保育園・幼稚園課長 渡邊 健治

臨時休園後の保育園における感染予防に関するお願い

日頃より中野区の保育園行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

中野区は、緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休園とさせていただき、特例的に保育が必要な方に保育を提供しております。

保護者の皆様、お子さんにとって、大きなご負担があったと思いますが、命を守るための取り組みとして、ご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

臨時休園終了後は、新型コロナウイルス感染症の感染予防を工夫し、保育を行ってまいります。保育園は乳幼児が集団生活をする場であり、感染症予防を徹底するうえで困難なことも多くあります。また、新型コロナウイルス感染症への対応は長期化されることが予測されますので、保護者の皆様と協力して、感染を防止しながらよりよい保育を進めていきたいと考えております。

感染予防に関してお願いしたいこと等を下記にまとめましたので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、各保育園から要望、指示がある場合は、保育園の指示を優先してください。

記

1. 登園時に守っていただきたいこと

(1) 検温

登園前に、子どもと保護者それぞれの体温を計測し、発熱や咳込み等が認められる場合には、休んで様子を見てください。発熱後は、熱が下がって24時間以上が経過し、呼吸器症状が無くなるまではご家庭にて様子を見てください。症状によってはかかりつけ医に受診をお願いいたします。ご家族に発熱等が認められる場合にも、家庭で様子を見てください。

(2) マスクの着用

3歳クラス以上のお子さんは、マスクの着用をお願いいたします。なお、マスクをはずした際に保管する、ジッパー付きの袋を記名の上ご用意ください。

保護者の方は、送迎時にマスクの着用をお願いいたします。

文部科学省は学校の再開にあたって児童のマスクの着用を指導しています。マスクの着用は、他者への感染を防ぐことが大きな目的です。新型コロナウイルスでは、無症状感染者が一定割合いることがわかっています。感染防止対策として、保育園ではマスクの必要性や扱い方を教えていきます。ご家庭でもお子さんに、なぜマスクが必要か伝えてください。

2. ご家庭でしていただきたいこと

(1) 子どもの健康観察

お子さんの体温(触れる、頬の赤み、手足の冷たさ、体温計による測定)、顔色、機嫌、活気、咳、鼻水・呼吸の様子を観察してください。

日本小児科学会によると、新型コロナウイルス感染症の、子どもの症状は、発熱、乾いた咳を認める一方で、鼻水や鼻づまりなどは比較的少ないとのこと。大人と同じように、発熱が続く肺炎になる例も報告されています。一部の患者では嘔吐、腹痛や下痢などがあります。感染し

ていても無症状である可能性も指摘されていますが、子どもは正確に症状を訴えられないことに注意が必要です。

子どもが重症化する割合は低いようですが、成人同様に呼吸状態が悪くなることもあり、特に2歳未満の子どもは比較的重くなる傾向があり注意が必要です。

(2) 手指衛生

家庭でも、子どもと一緒に手洗いをしてください。

感染症対策の基本は「流水と石けんによる手洗い」です。子どもたちに手洗いが必要な場面(保育園に登園したとき、外から帰ったとき、食事の前後、トイレを使用した後、鼻水が手についたときなど)を具体的に伝えてください。

(3) 免疫力を高めるために

健康な生活のために生活リズムを整えましょう。

十分な睡眠をとり、バランスの良い食事、身体を動かす、ストレスを避けることが大切です。

(4) 感染症対策の長期化に伴う子どもたちへの心のケア

子どもの心のケアが必要です。子どもからのシグナルに注意しましょう。

臨時休園や外出の自粛など子どもたちの環境も変化しています。子どもはストレスをうまく表現できず腹痛や頭痛、食欲不振、不機嫌など身体症状の一部となって表れることがあります。

3. 保育活動について

(1) 今後の流行状況によっては、接触の多い運動遊びや行事等、集団での活動を中止もしくは縮小が必要になることがありますので予めご了承ください。

子どもが身体を動かしたり、互いに協力することを学んだりする活動は保育を行う上で欠かすことができないと考えておりますので、可能な限り工夫して行っています。

(2) 臨時休園終了後の保育について、何か心配なことがありましたら、園長や担任にご相談ください。

4. その他

(1) 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合

濃厚接触者になった場合は、家庭にて様子を見ていただくことになります。 なお、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間が目安となります。

(2) 子どもが感染した場合(職員が感染した場合も同様です)

登園している子どもが新型コロナウイルス感染症にかかった場合、保育園は原則休園となります。 休園期間は、最終登園日から起算して2週間が目安となります。

日本小児科学会によると、子どもが新型コロナウイルスにかかった場合、ほとんどの場合は軽症で医学的には入院する必要はありません。また、ほとんどの場合は家庭内で保護者から子どもにうつったものになりますので、隔離を行う目的で子どもを単独で入院させるケースは限られると思われます。したがって、軽症の場合は自宅あるいは宿泊施設等での療養となる可能性があります。ただし保健所との相談が必要であり、また自宅療養後も電話等による健康状態の確認が必要となります。